

第3号様式(第11条関係)

宅地建物取引業者名簿等閲覧簿

閲覧年月日		年 月 日	
閲覧者	住所		
	氏名		
	職業・勤務先		
閲覧しようとする宅地建物取引業者名簿等	商号又は名称		免許番号
			鹿児島県知事()第 号
			鹿児島県知事()第 号
			鹿児島県知事()第 号
			鹿児島県知事()第 号
			大臣()第 号

宅地建物取引業法施行細則(抜粋)

第11条 法第10条に規定する宅地建物取引業者名簿等の閲覧をしようとする者は、宅地建物取引業者名簿等閲覧簿に所要事項を記入しなければならない。

- 2 閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
- 3 閲覧所の休日は、鹿児島県の休日を定める条例(平成元年鹿児島県条例第37号)第1条第1項各号に掲げる日とする。
- 4 閲覧は、係員の指示した場所でしなければならない。
- 5 閲覧者は、宅地建物取引業者名簿等を損傷し、又は抜き取り、取り替え、若しくは訂正してはならない。